

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月までの期間及び 59 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から 45 年 10 月まで  
② 昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月まで  
③ 昭和 59 年 9 月

昭和 43 年 1 月から 45 年 10 月までの期間については、父が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。

また、昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月までの期間及び 59 年 9 月については、当初、申請免除であったものの、老後のことを考え、後でまとめて追納したので、領収書などの証拠は無いが、申請免除の追納を行っている申立期間前後の納付状況により、国民年金保険料を納付していたと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

②及び③の申立期間については、申立人は、平成 5 年 3 月から 7 年 1 月までの間に、②及び③の申立期間前後の申請免除期間の国民年金保険料を 6 回にわたり追納しており、申立人の主張どおり、追納することができる保険料をすべて追納していたものと推認され、②及び③の申立期間の保険料が追納されていないのは不自然である。

また、申立人が②及び③の申立期間の国民年金保険料を納付するためにお金を借りたとする知人の証言と申立人の記憶の内容は、おおむね一致しており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

一方、①の申立期間については、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は国民年金の加入手続きや保険料の納付に関与していない上、申立人の父親は既に

死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年9月から59年2月までの期間及び59年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年10月まで

平成3年の中ごろ、電話で国民年金保険料の納付勧奨があり、納付書を送ってもらい、1回目に2か月分、2回目に3か月分、3回目に2か月分の保険料を市役所庁舎内の銀行で納付した。その後、同年12月13日には1年分98,800円を納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年5月から同年10月までの期間については、6か月と比較的短期間である上、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き、納付書が発行された期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、婚姻した月から義母を国民年金に任意加入させ、その保険料を60歳に達するまで納付するなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間前後において、仕事は順調で生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、平成元年4月については、昭和61年5月1日に国民年金第3号被保険者に非該当となり、この処理を社会保険事務所において平成3年6月27日に行っていることが確認できることから、時効により元年4月の国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料は納付できなかったものと推認される上、申立人が同年4月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付した

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

昭和59年4月に役場で国民年金の加入手続をし、現金で4月分を納付し、同年5月からは地区の集金人に納付してきた。年金手帳の国民年金の被保険者となった日である「昭和59年4月1日」が削られ、「昭和59年5月23日」と記載されており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、60歳から65歳まで任意加入するなど申立人の保険料の納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所有する年金手帳には、申立てどおり被保険者になった日が昭和59年4月1日と記入された後に、同年5月23日と書き換えられた形跡があり、行政側に不適切な取扱いがあったことが認められる。

さらに、申立人は、退職時に職場の事務員から「年金納付が切れないよう国民年金の加入手続をするように。」と言われて、昭和59年4月初めに役場に行った経緯、役場窓口の状況及び国民年金保険料の納付状況を具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの期間及び40年8月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年7月まで  
② 昭和40年8月から46年2月まで

①の申立期間については、夫の仕事の関係でA市に居住していたが、実家の母親がB市において私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していると話していたので、未納とされていることに納得できない。

②の申立期間については、昭和40年8月に夫の転勤に伴い、A市からC市に転居したため、実家の母親から、今後は自分で納付するようと言われ、集金人に自ら現金で国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

①の申立期間については、申立人は、申立人の母親が、B市役所において、A市に居住していた申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、これを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

②の申立期間については、申立人自ら集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しており、このことについて申立人の妹から証言が得られたものの、当該期間の国民年金保険料の納付を裏付けるものとは考え難く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月以降に国民年金の

任意加入として払い出されていたことが推認され、申立人が申立期間当時居住していたA市、C市及びD市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得は、同年3月5日任意加入と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 52 年 8 月まで

婦人会の勧めに応じ、昭和 50 年 7 月ごろから 52 年 8 月まで地区婦人会に国民年金保険料を納付し続け、同年 7 月ごろ、以後婦人会では保険料を徴収しないと聞き、市役所で納付できるよう手続をしたが、婦人会に保険料を納付していた期間が国民年金の未加入期間となっていた。

婦人会への保険料の納付については、赤い文字で金額を印字した領収書をもっていたが、数年前に捨ててしまい現在証拠は無い。しかし、申立期間に保険料を納付していたことは間違いないので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する領収書については、国民年金の保険料徴収を婦人会に委託した A 市役所及びこれを受託した婦人会のいずれもが、作成、使用していないと証言している上、同婦人会の保険料徴収の終了時期について、当時の同婦人会の役員は昭和 59 年までは保険料の徴収を行っていたと証言していることから、申立内容には不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月 21 日に払い出されていたことが推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することができなかったものと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年12月まで  
昭和42年12月31日に事業所を退職し、43年1月にA市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、集金人に納付した。当該期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月12日から同年2月8日までの間に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、集金人の氏名や納付した国民年金保険料額を覚えていないなど、申立期間に係る保険料の納付状況に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 5 月まで

会社を退職後、昭和 45 年 5 月に新たに会社を設立し、同時に国民年金に加入した。会社は 48 年 6 月に厚生年金保険の適用を受けたが、申立期間については、私と従業員の所得税、住民税、国民健康保険料等を給与から天引きしており、滞納した記憶は無い。天引きした国民年金保険料は、当時の事務員が払込書で市役所の窓口又は近くの金融機関で納付していたと思う。

当時の事務員は既に死亡しており具体的な納付方法等は分からない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人が設立した会社に勤務する事務員が、申立人の国民年金保険料を給与から控除し納付していたと主張しているが、当該事務員が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、事務員は既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に申立人の会社が保険料を納付していたとする申立人の元妻も、申立期間は未納となっている上、当時、申立人の会社に勤務し、申立人と同様に事務員が給与から保険料を控除し納付していたとする申立人の弟についても、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年3月まで  
国民年金保険料は、町内会による集金で納付していた。当該期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る保険料の納付状況に関する申立人の妻の記憶は曖昧なため、申立期間の納付状況が不明である。

なお、申立人は、昭和49年11月の国民年金保険料に係る住民会から発行された「預り証」（仮領収書）を提出しているが、これは、申立人の妻の国民年金保険料に係るものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から同年10月まで  
昭和50年9月ごろ、市役所で転入届と国民年金の加入手続を行った。  
当時は、居住地区において国民年金保険料の集金が行われていたので、同居していた父が、両親と私の国民年金保険料を一緒に納付した。  
両親の年金記録が納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月12日以降に払い出されていると推認され、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間については、社会保険庁が、平成3年5月29日に、未加入期間であったものを未納期間として追加処理しており、申立期間当時は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

「ねんきん特別便」でのお知らせで、昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が未納とされており、社会保険事務所に記録確認の調査を依頼したが、申立期間については納付の事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時、私は妻の分と一緒に市役所や婦人会の方に納付した。私の分だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄の記載内容により、申立人は昭和 56 年度から 60 年度までの期間の国民年金保険料の申請免除の承認を受けていたことが確認できる上、同名簿では申立人は申立期間直前の 56 年度の保険料を平成 2 年 3 月に追納していることから、当時、申立期間は保険料の申請免除の承認を受けていた期間であり、申立期間当時、市役所や婦人会の者に妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間直後の昭和 61 年度から 63 年度までの国民年金保険料について申請免除の承認を受けており、平成 5 年 3 月から 7 年 5 月までの間に 12 回にわたって、当該期間の国民年金保険料を追納していることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人の妻の分と一緒に国民年金保険

料を納付していたと主張しているが、申立人の妻についても、昭和 56 年度から 63 年度までの期間について国民年金保険料の申請免除の承認を受けており、平成 2 年 3 月から 7 年 5 月までの間に 30 回にわたって、当該期間の国民年金保険料を追納していることが A 市の国民年金被保険者名簿と社会保険庁の記録により確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 21 日から 41 年 8 月 12 日まで  
申立期間にA社で働いていたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人が同僚を記憶していたことにより推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い上、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明のため、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる人事記録等の関係資料及び証言を得ることができない上、同社が加入していた健康保険組合は、保存期間の経過により関係資料はすべて廃棄されているため、確認できない旨を回答している。

さらに、申立人が同僚であったとして名前を挙げた者は、既に死亡又は所在が不明であることから、厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 15 日から 23 年 5 月 1 日まで  
昭和 21 年 3 月 15 日から 23 年 4 月 30 日までの厚生年金保険期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 4 月 30 日にA社を退職しており、申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の同年 7 月 27 日に支給決定され、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載された受給資格者4人全員が脱退手当金を受給しており、かつ、退職日から3か月以内に脱退手当金を受給していることから、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。